

令和7年4月9日

職員 各位

社会福祉法人 百鷗
理事長 吉田 仁

令和7年度介護職員等処遇改善加算等による処遇改善計画について

このことについて、下記のとおり処遇改善の計画とします。

記

1. 賃金改善の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

2. 対象者 230名

（常勤、再雇用職員100名、有期無期契約職員130名）

※施設長、事務長、参与、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターの職員は除く）

3. 収入額（処遇改善加算額） 107,025,060円

4. 賃金改善見込額 107,025,060円

※賃金改善の詳細については、別表1「社会福祉法人百鷗介護職員等処遇改善加算等による賃金改善の内容」参照。

5. 一時金の支給額

（基準）令和8年4月1日在籍者

（支給対象者）介護職（介護補助含む）

（支給額）

常勤・再雇用職員	支給額
介護福祉士（社会福祉法人百鷗勤続15年以上）、職務（2級以上）	120,000円
介護福祉士（勤続10年以上※他法人含む）、職務（2級以上）	96,000円
介護福祉士（勤続10年未満）	60,000円
ヘルパー2級、初任者研修修了、実務者研修修了	48,000円
その他の職種（年収440万円未満）	24,000円

有期無期契約職員	支給額
介護職	24 円×年間の勤務時間数
介護補助	12 円×年間の勤務時間数

6. キャリアパス要件

別紙「キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの概要」のとおり

7. 一時金の支給日 令和8年4月30日（木）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲの概要

キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に（令和8年3月末まで）に次のイからハまでのすべての基準を満たす。	
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

基準を満たしている又は遅くとも令和7年度中に次のイとロの両方の基準を満たす。	
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
	② 資格取得のための支援の実施
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）

介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
イ	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経過年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	② 具体的な仕組みの内容
	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていること
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。

介護職員等の処遇改善加算等に関する取扱い要領

（目的）

- 1 この要領は、国の介護職員等処遇改善対策事業に伴う賃金改善の実施方法の詳細を定めることを目的とする。

（賃金改善の対象者）

- 2 賃金改善の対象者は、介護職、看護職、栄養士職、調理職、事務職、清掃・ランドリー職、運転手の職員とする。
ただし、施設長、事務長、居宅介護支援事業所および地域包括支援センターの職員は除く。

（賃金改善の内容）

- 3 改善する賃金は、基本給（月額、時給）、諸手当、賞与および一時金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

（一時金の支給と支給基準日）

- 4 一時金の支給は毎年4月末日とし、支給月の1日に在籍する職員に支給する。

（一時金の支給欠格）

- 5 加算等の支給対象期間中に休職または欠勤等のある者については、その出勤割合に応じて支給する。

（一時金の支給額）

- 6 一時金の支給額は、毎年度の介護職員等の処遇改善計画によるものとする。
ただし、その年度の介護職員等処遇改善加算の収入額に応じ再計算するものとする。

（その他）

- 7 賃金改善について、上記項目によりがたい場合は、法人会議にて検討し、決定する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

社会福祉法人百鷗 介護職員等処遇改善加算等による賃金改善の内容

No.	改善項目	常勤	有期 無期	改善内容
1	基本給	○		(介護職) 平成 20 年 10 月からの定期昇給および特別昇給 (その他の職種: 年収 440 万円未満) 令和元年 10 月からの定期昇給および特別昇給 (その他の職種: 上記以外) 令和 5 年 4 月からの定期昇給および特別昇給
2	時給		○	(介護職) 平成 20 年 10 月からの昇給、時給改定および最低賃金改定分 (その他の職種: 年収 440 万円未満) 令和元年 10 月からの昇給、時給改定および最低賃金改定分
3	夜勤一勤務		○	平成 20 年 10 月からの昇給、時給改定および最低賃金改定分
4	夜勤手当	○		5,200 円⇒6,000 円 (800 円増額)
5	扶養手当	○		子供等 3 人目増額 (3,500 円)、4 人目以降 5,500 円人数に上限なしの支給
6	管理職手当	○		副施設長および所長 5,000 円増額 部長および課長 10,000 円増額
7	役職手当	○		主任 10,000 円
8	資格手当	○		介護福祉士 10,000 円 (専門職 5,000 円) 初任者、実務者、ヘルパー 2 級 2,000 円
9	フルシフト手当	○		介護職 5,000 円
10	委員長等手当	○		委員長 1,500 円増額、副委員長 2,000 円
11	人事考課評価額	○	○	年末賞与に支給 (10,000 円～50,000 円)
12	処遇改善手当	○	○	常勤 8,500 円 時給 39 円上乗せ、夜勤一勤務 546 円上乗せ
13	賞与		○	夏季賞与 20,000 円 (社会保険加入者)、15,000 円 (それ以外)
14	一時金	○	○	毎年度の「介護職員等処遇改善計画」による ※翌年度 4 月支給